

# わがまち 懐かしの写真展開催

楽しく美しい  
まちづくり通信

104

昨年、「好評をいただいた」わがまち懐かしの写真展」を今年も開催します。

明治、大正、昭和と時代の流れとともに変わりゆくふるさとの風景、そのころの暮らしぶりがわかる人々の様子など貴重な写真を集めました。

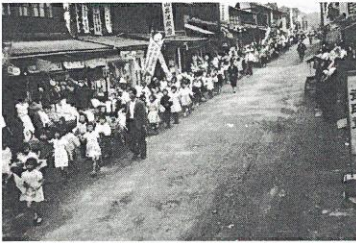
写真を眺めると昔の記憶がよみがえり、そのころの自分が思い出され、懐かしい気持ちになります。

また、まだ生まれていなかった若い世代には新たな発見があるかもしれません。

昔と今を比べながら、まちの歴史を振り返ってみましょう。ご家族おそろいでのご来場をお待ちしております。

▽期日 〓八月十日(火) 〓二十日(金)

▽開館時間 〓午前九時〜午後九時(月曜日は午後五時まで)  
▽会場 〓市シビックセンター 一階市民ホール



福岡町合併記念大行列  
落久保付近(昭和30年)

## 男女共同参画 社会について

4



〇「DV」を知っていますか?

DVとは「Domestic Violence(ドメスティックバイオレンス)」の略で、夫やパートナーが、妻や恋人に対してふるう暴力のことです。暴力には、精神的にも深く傷つけられる暴言や性的暴力、経済的な暴力も含まれています。

日本ではこれまで、夫婦間のもめごとは「家庭内の問題」として閉ざされ、表面化されませんでした。しかし、近年このように、繰り返し精神的・肉体的な深い傷を負う女性が多くなっていることが分かってきました。夫・パートナーからの暴力などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。また、夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がないといった社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような構造的な問題も大きく関係しています。

男女が社会の対等なパートナーとしてさまざまな分野で活躍するためには、その前提として、女性に対する暴力は絶対に

あつてはならないことなので

〇DV防止法ってどんな法律?

それは、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」です。

通称「DV防止法」と呼ばれているこの法律は、二〇〇一年四月十三日に公布されました。配偶者からの暴力は犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者(多くの場合は女性)の救済が必ずしも十分に行われてきませんでした。

このような状況から、配偶者からの暴力に係る通報、相談、

保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、「DV防止法」が施行されたのです。

※DV防止法が対象にしている「配偶者からの暴力」は、一般的に「DV」と呼ばれているものと次の点で若干異なります。

- ・被害者と加害者の関係が婚姻関係(事実婚も含む)に限られている
  - ・被害者の性別を問わない(男性に対する暴力もその対象)
- ▽問い合わせ先 〓市まちづくり推進課(25・5411)

## 一人で悩まず相談しましょう

### 相談機関

#### 〇岩手県福祉総合相談センター

児童女性部

TEL 019-629-9608~9610

FAX 019-629-9612

休日夜間でも電話相談に応じます。

TEL 019-652-4152

#### 〇岩手県警察本部

警察安全相談

TEL #9110(短縮ダイヤル)

または TEL 019-654-9110

最寄りの警察署でも電話相談に応じます。

#### 〇もりおか女性センター

相談電話 TEL 019-604-3304

FAX 019-653-4417

相談受付

月・火・金曜日 10:00~17:00

水・木曜日 10:00~20:00

毎月第2火曜日と祝日は休み